

3) 相談内容と貸付決定の状況

「一時的な失業」「健康」「就職のつなぎ（初任給待ち）」「就職のつなぎ（給付待ち）」などで貸付決定されている割合が高くなっていった（図 3-28）。一方、「多額債務（100 万円以上）」「年金で生活できない」「母子家庭」「事業経営困難」などでは貸付決定がほとんどなかった。

また、貸付金の使用目的と貸付決定の状況をみると、「生活費（困窮）」を使用目的とするものに対する貸付決定が多くなっていった（図 3-29）。一方、「教育費」「債務返済」に対しては貸付決定がされていなかった。

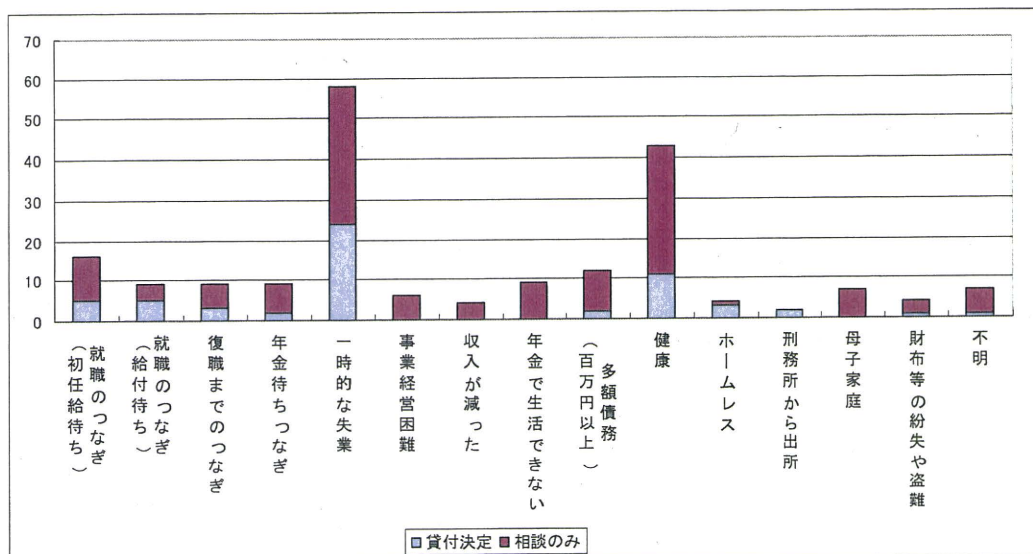


図 3-28 相談に来た理由・抱えている課題と貸付決定の状況

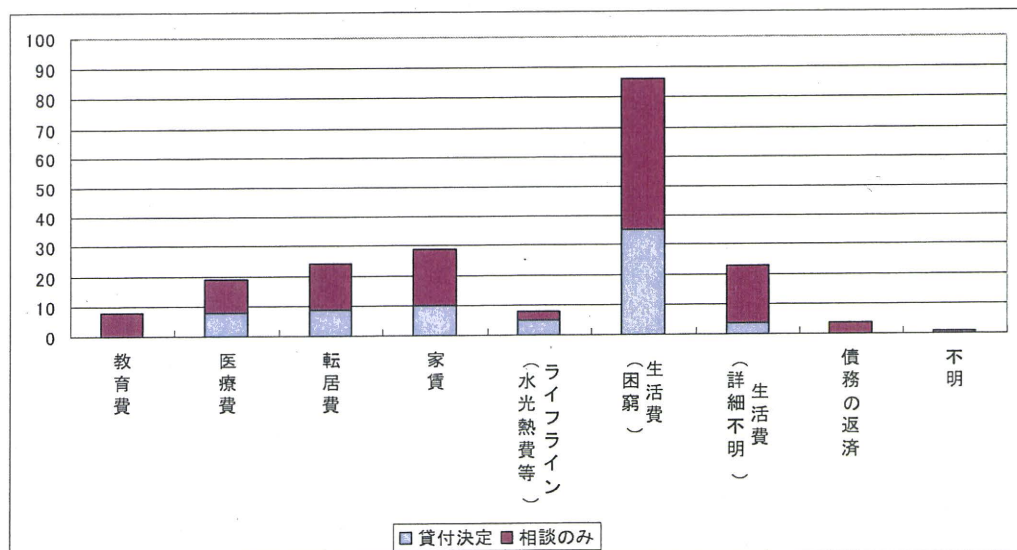


図 3-29 貸付金使用目的と貸付決定の状況

4) 住宅手当の受給と貸付決定の状況

貸付決定者のうち、住宅手当を受給しているものは5%、申請中・申請予定は37%あり、住宅手当の併用者（予定を含む）は4割を超えた（図3-30）。

また、住宅手当の受給者（申請中・予定を含む）を母数としてみると、その4分の3が貸付決定されていた（図3-31）。

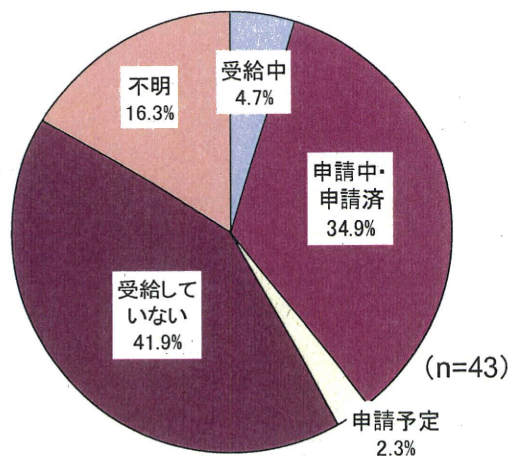


図 3-30 貸付決定者における住宅手当の受給状況

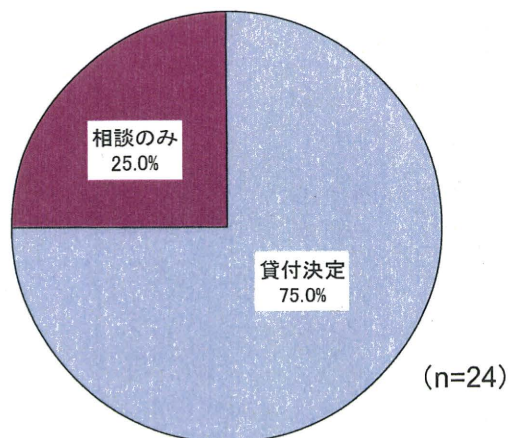


図 3-31 住宅手当受給・申請者に対する貸付決定状況

5) 貸付できない理由

貸付の対象外と判断された理由(複数記入あり)は、「対象資金がない」23件(23%)、「返済の見込みがない」15件(15%)などであった(図3-32)。

「その他・補足」が30件(30%)あるが、その内訳は、債務関係、書類が整わない、他法・他制度との併用不可、生活保護が適当と判断、就職歴が短い、1年以内の完治が見込めない、家や預金の名義の問題など、雇用や健康、法制度、住宅資産、債務などさまざまな要素にわたる(図3-33)。

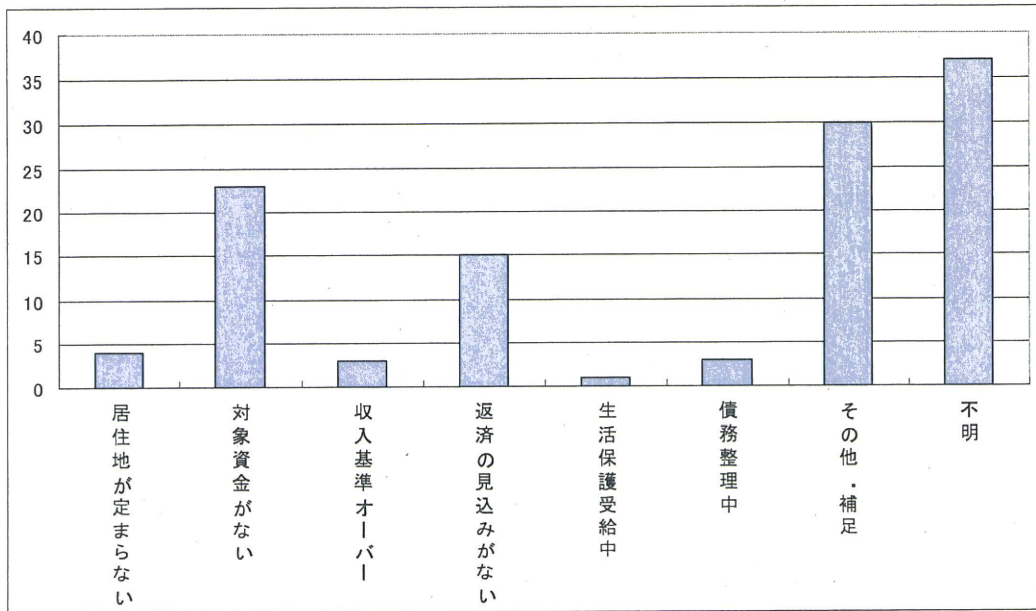


図 3-32 貸付できない理由

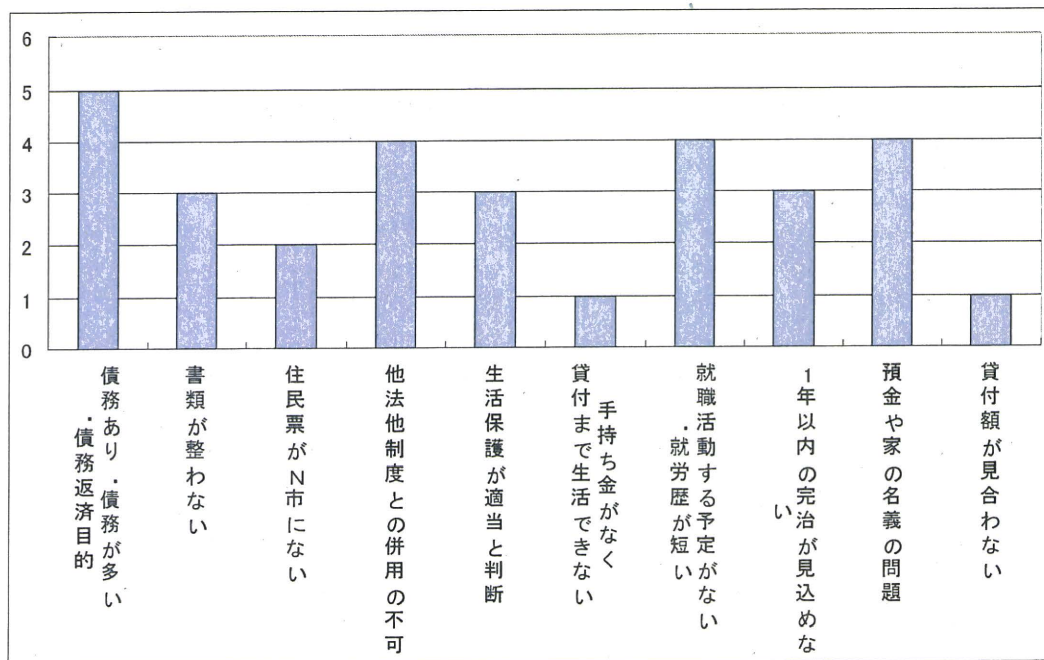


図 3-33 貸付できない理由(「その他」の詳細)

6) 貸付決定しなかった人への対応

貸付決定しなかった人のうち、他機関・他制度を紹介したのが29%、貸付に向けて相談を進めたのが6%であった(図3-34)。

他機関・他制度の紹介(複数記入あり)では、「生活保護」や「住宅手当」が多くみられた(図3-35)。

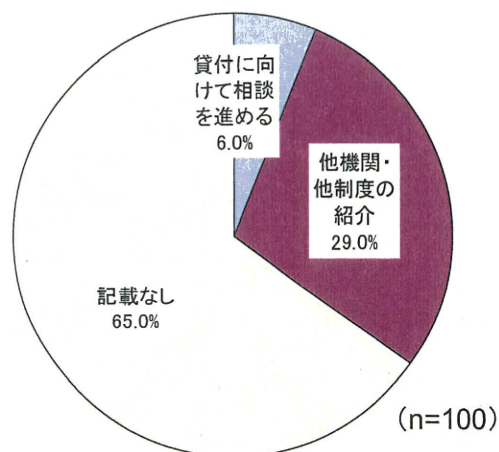


図 3-34 貸付決定しなかった人への対応

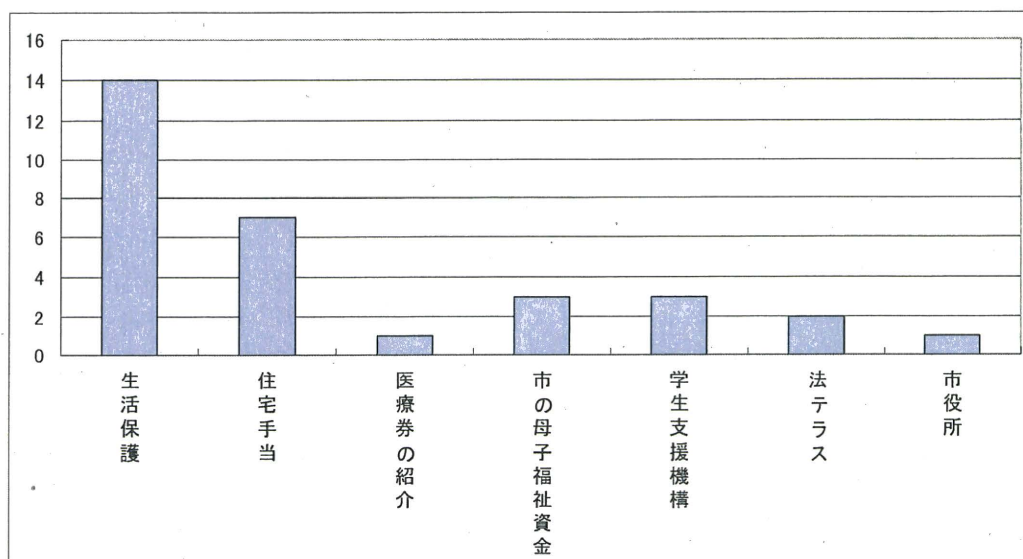


図 3-35 他機関・他制度の紹介の内容

7) 相談対応の終結

相談受付票に記載された内容から、各相談に対する終結の状況に着目して対応を整理した(図3-35)。

貸付決定は43件あり、これ以外に相談継続・来所予約をしたものが6件あったが、うち5件はその後の申請・来所がなかった。

残る94件のうち、他法・他制度を紹介したものが32件、制度以外の方法(民間の折衝や親族の援助による解決)を助言したものが4件など、36件は貸付以外の方法による支援を行っていた。

上記以外の58件については、当初から制度の説明のみを期待して相談してきたと思われるケースも見られるが、ほとんどはその終結状況が未記載であり、具体的支援に至ったのかどうか不明であった。

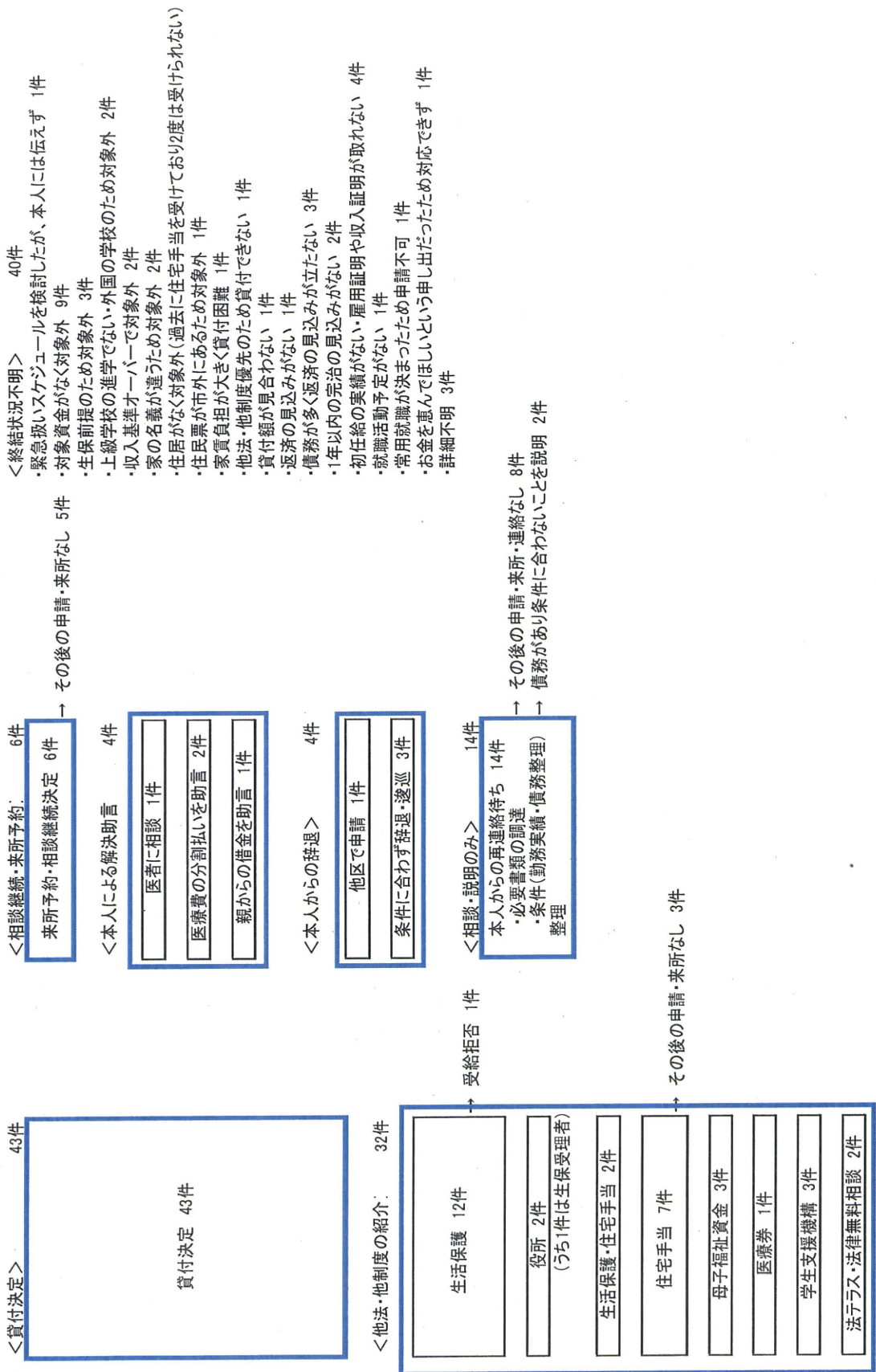


図 3-36 相談対応の状況 (一覧)

(5) 対象者の類型

1) 主成分分析による対象者の総合的特性

次に、相談対象者の個々の属性に個別に着目するのではなく、相談対象者に関するさまざまな変数を総合し、総合的特性として捉えるため、主成分分析を行った。

なお、主成分分析に用いた変数は、不明の多いものについてはできるだけ除外し、さまざまなモデルを仮定して諸変数を組み合わせ、できるだけ情報量の多い主成分を検出するように工夫した。最終的には、年齢（60歳までの稼働年齢層か否か）、世帯構成（単独世帯か否か）、資産（持家か否か）、住居（定まった住居がないか否か）、本人の就労状況（就労しているか否か）、本人の収入状況（収入があるか否か）、生活費の困窮度（一般的に生活費に困窮しているか否か）、他制度の利用状況（住宅手当を申請・受給しているか否か）、の8変数を用いた。

結果として、第1主成分の固有値は1.931で全体の情報量の24.1%を占めた。また第2主成分の固有値は1.437で全体の情報量の18.0%を占めた。第1主成分と第2主成分で、全体の42.1%の情報量を持っている（表3-2）。

第1主成分は、「年齢」、「世帯構成」、「資産（持家）」、「生活費の困窮度」、「他制度の利用状況」、の因子負荷の絶対値が大きいので、「総合支援資金貸付の要件に関する要因」と考えられる。すなわち、対象者が「単身の稼働年齢層で資産がなく生活に困窮しており住宅手当を受給している」という条件に近いか遠いかという特性である。第2主成分は、「本人の就労状況」、「本人の収入状況」の因子負荷の絶対値が大きいので、「償還の見込みに関する要因」と考えられる。すなわち、「就労して収入がある」という条件に近いか遠いかという特性である（表3-3）。相談対象者像は、この「総合支援資金貸付要件の適合度」と「償還の見込み度」の2つの総合的特性によって、大まかに分類することができる。

表3-2 説明された分散の合計

成分	初期の固有値			抽出後の負荷量平方和			回転後の負荷量平方和		
	合計	分散の%	累積%	合計	分散の%	累積%	合計	分散の%	累積%
1	1.931	24.135	24.135	1.931	24.135	24.135	1.909	23.867	23.867
2	1.437	17.961	42.097	1.437	17.961	42.097	1.458	18.229	42.097
3	1.185	14.808	56.905						
4	.986	12.323	69.228						
5	.857	10.716	79.943						
6	.665	8.314	88.257						
7	.517	6.465	94.722						
8	.422	5.278	100.000						

表 3-3 成分行列

	成分	
	1	2
年齢 (60歳までの稼働年齢層)	.602	.169
世帯構成 (単独世帯)	.664	.101
資産 (持家)	-.525	-.099
住居 (定まった住居がない)	.372	-.214
本人の就労状況 (就業している)	.040	.841
本人の収入状況 (収入がある)	-.343	.786
生活費の困窮度 (一般的に生活費に困窮している)	.404	.032
他制度の利用状況 (住宅手当を申請・受給)	.656	.126

2) 総合的特性を用いた対象者の分類

第1主成分「総合支援資金貸付の要件適合度」の得点と、第2主成分「償還の見込み度」の得点を用いて、相談対象者143人を4つのクラスタに分類した(図3-37)。

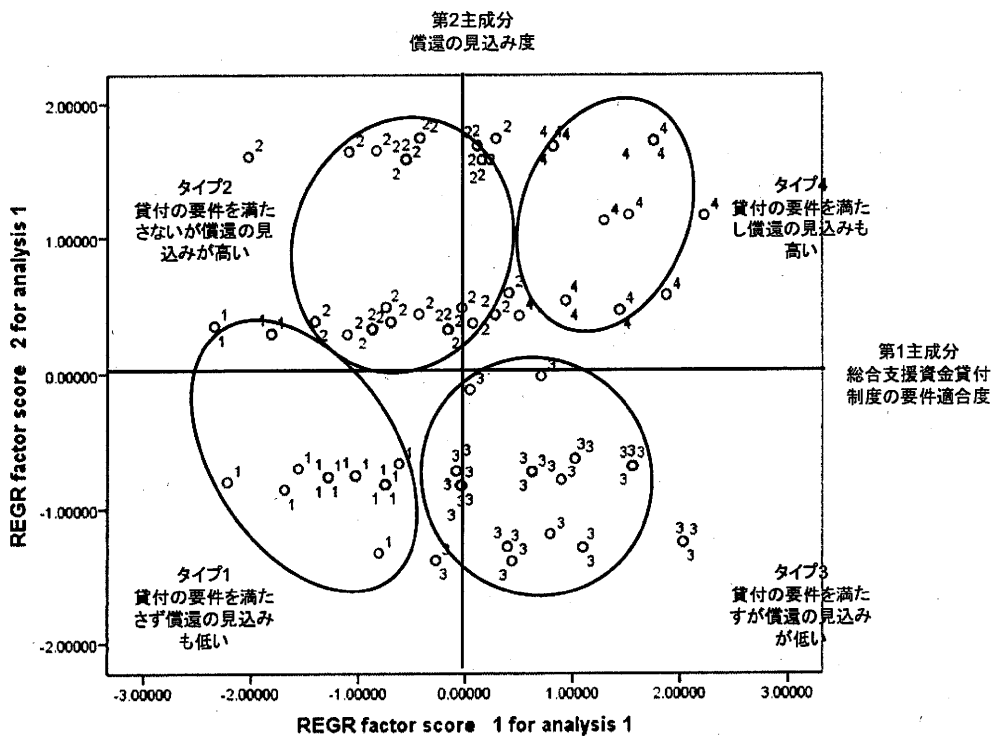


図 3-37 相談対象者の類型

タイプ1は[総合支援資金貸付の要件を満たさず償還の見込みも低いタイプ]で、26人が分類された。タイプ2は[総合支援資金貸付の要件を満たさないが償還の見込みが高いタイプ]で、46人が分類された。タイプ3は[総合支援資金貸付の要件を満たすが償還の見込みが低いタイプ]で、54人が分類されもっとも大きな集団となった。タイプ4は[総合支援資金貸付の要件を満たし償還の見込みも高いタイプ]で、17人が分類されもっとも小さな集団となった。

3) 類型別相談対応の状況

上記の類型によって、担当者が相談受付時に判断した貸付の種類（複数記入あり）に違いがあるかどうかを、件数の多い「総合支援資金」「生活福祉資金」「緊急小口資金」の3つについて検証した。

総合支援資金の貸付が適当と判断された人は、タイプ3とタイプ4に集中しており、タイプ2は皆無であった（図3-38）。

総合支援資金とは逆に、生活福祉資金の貸付が適当と判断された人は、タイプ1とタイプ2に多くみられ、タイプ3とタイプ4には少なくそれぞれ1件と2件であった（図3-39）。

緊急小口資金の貸付が適当と判断された人は、すべてのタイプに分散し、それぞれ2～4割程度であった（図3-40）。

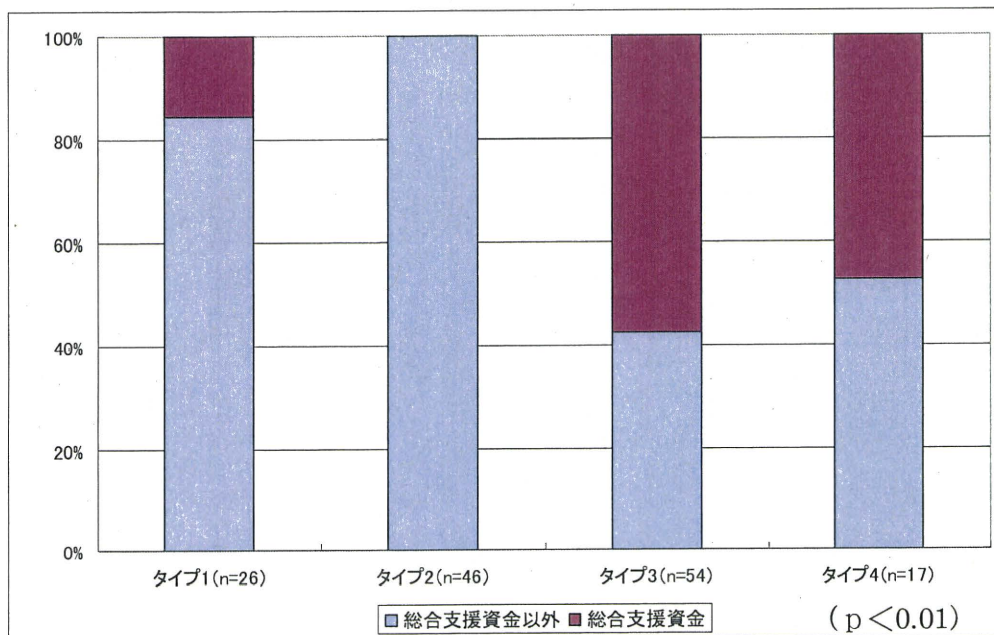


図 3-38 相談時に総合支援資金貸付と判断された割合

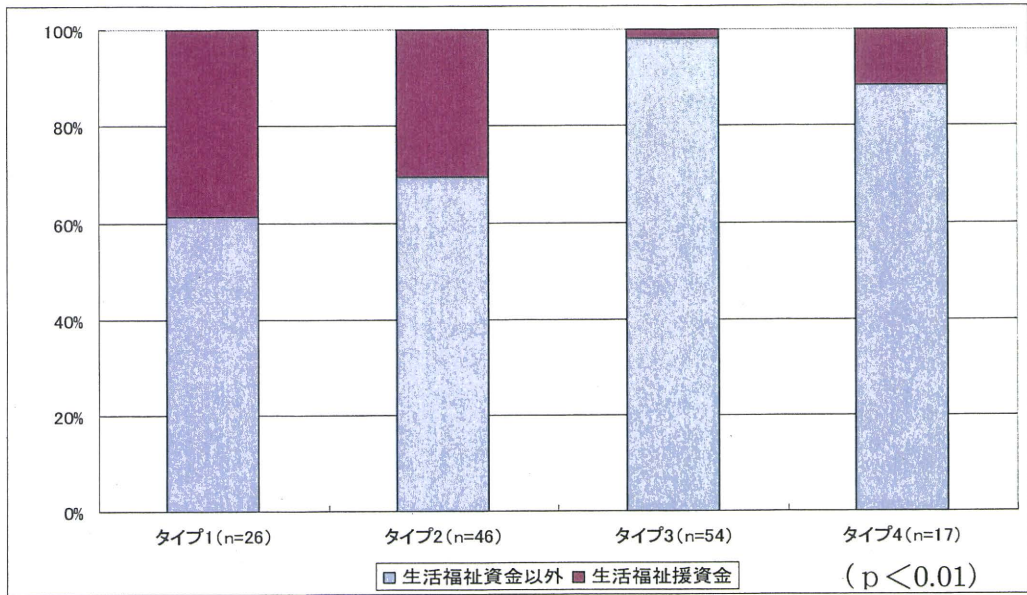


図 3-39 相談時に生活福祉資金貸付と判断された割合

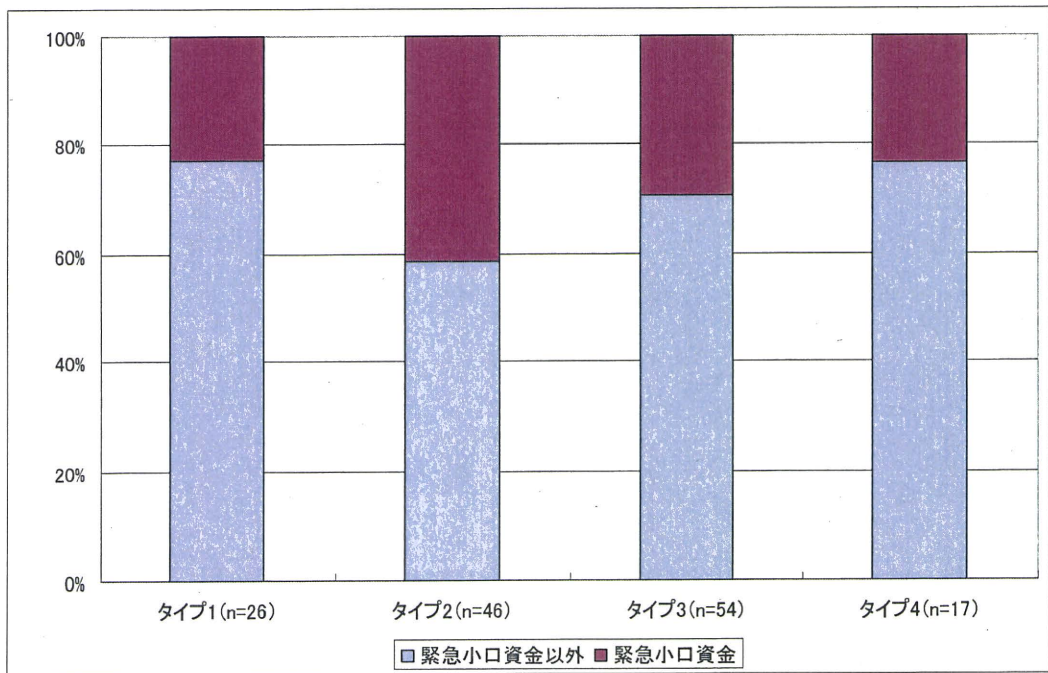


図 3-40 相談時に緊急小口資金貸付と判断された割合

相談対象者のタイプ別に貸付決定の状況を見ると、タイプ4では7割が貸付決定されていたが、タイプ1ではわずかに1件しか貸付決定されておらず、相談対象者と貸付決定の状況には統計的有意差があった(図 3-41)。すなわち、要件への適合度と償還の見込み度が、貸付決定に大きく影響していた。

さらに、他機関・他制度の紹介を含めて、対象者への最終的な対応状況をみると、タイプ1とタイプ3、すなわち償還の見込みの低いグループで、他制度・他機関の紹介が行われている傾向が見られた(図 3-42)。結果として、タイプ3とタイプ4では、対象者の約6~8割弱に対して貸付または他制度の紹介が行われていたが、タイプ1とタイプ2ではその割合は4割に満たない状況であった。

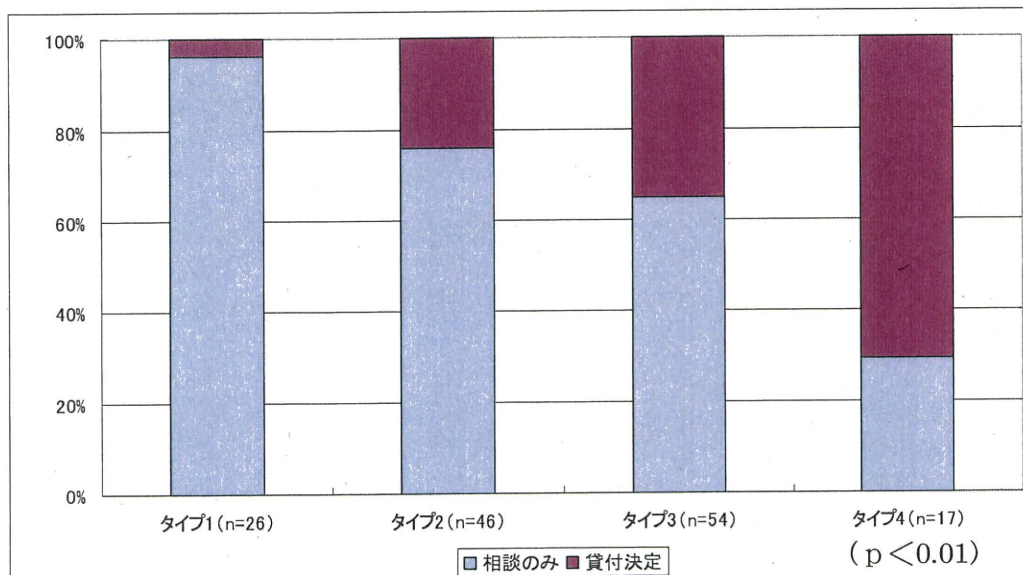


図 3-41 相談対象者の類型別貸付決定の状況

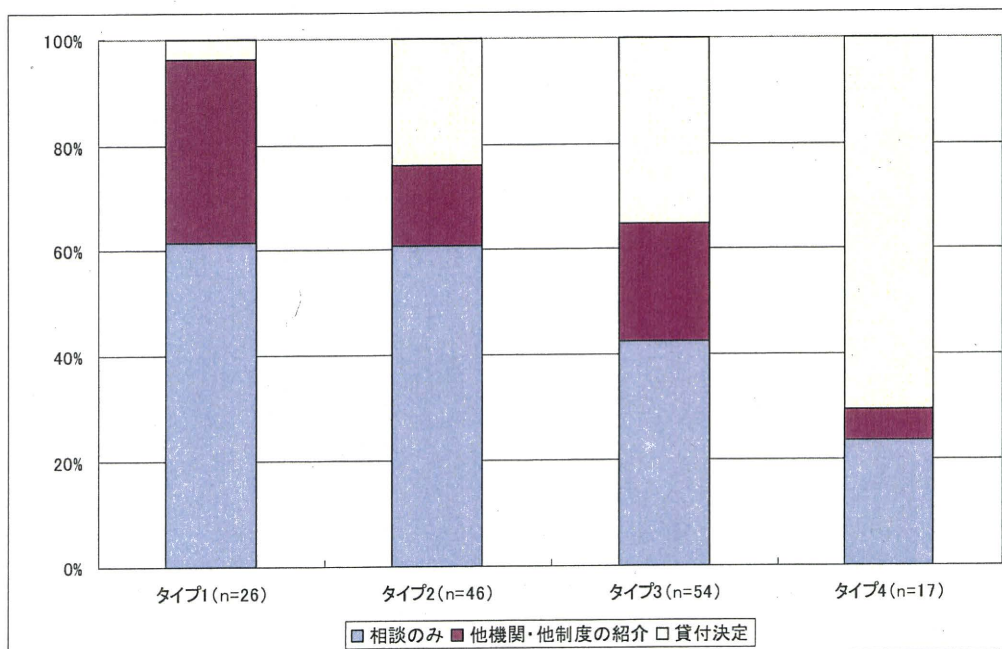


図 3-42 相談対象者の類型別相談対応状況

資料4. 生活福祉資金貸付の相談者像と相談対応(2) —質的分析

(出典 平成22年度分担研究報告書 第4章より抜粋編集)

(1) 方法・結果(抜粋)

【目的】総合支援資金貸付について、1) 貸付の相談窓口には、どのような困窮度のバリエーションをもった相談者層がアクセスしているのか、2) 「貸付に至ったケース」と「貸付に至らなかったケース」では、困窮の程度や生活課題に大きな相違があるのか、3) 相談者の困窮度や生活課題のバリエーションに応じ、どのような社会資源が活用されているのか、について検討する。

【方法】分析の対象は、2010年4月～5月に首都圏P社会福祉協議会から提供を受けた、生活福祉資金貸付の初回相談(143件)の記録(相談受付票と初回相談カード)である。これをデータベース化し、以下の分析をすすめた。相談者の状態像を把握する分類基準として政策対象の「貧困低所得者の類型」を参考に、困窮度に応じ「類型1」～「類型5」の5つの「類型別状態モデル」を設定し、全ケースを、状態モデルに応じて分類した。類型別、「貸付に至ったケース」「貸付に至らなかったケース」別に、「主な資金需要」と「今後の対応」(貸付の種類または案内した社会資源)をデータベースから読み取り、一覧表に整理した。分類の妥当性を期すために複数の研究者がチェックを行う体制を敷いた。本調査は国立保健医療科学院研究倫理審査の承認(IBRA#10004)を得た。

図表4-1 貧困低所得者の類型（貧困低所得者対策の対象者類型）

類型		資力状態 (ストック・ フロー)	対象者の状態	必要な支援	貧困低所得 者対策の区 分	現行の対応 制度
類型 1	低所得 層(1)	一時的な フロー減	・低収入の仕事 か一時的に仕事 無 ・資産少 ・住宅あり	・一時的な費用補 填(貸付等)	低所得者対 策	・福祉資金 ・第二のセー フティネット
類型 2	低所得 層(2)	恒常的な フロー少	・低収入・不安定 な仕事か一時的 に仕事無 ・資産少 ・住宅あり	・恒常的収入確保 の支援(就労支援 等) ・それまでの費用 補填(給付・貸付) ・生活課題の支援 (家計管理含)	低所得者対 策	・第二のセー フティネット
類型 3	(準)要保 護層	恒常的な フロー 少、 ストック無 し	・低収入・不安定 な仕事か仕事無 ・資産ほとんど 無 ・住宅喪失の危 機	・住宅支援 ・就労支援 ・生活資金の手当 ・生活課題の支援 (家計管理含)	低所得者対 策	・第二のセー フティネット
類型 4	要保護 層	フロー極 少、ストッ ク無し	・低収入か仕事 無 ・資産無	・最低生活保障と 自立支援	貧困対策	・生活保護制 度
類型 5	極貧層	フロー極 少、ストッ ク無し	・低収入か仕事 無 ・資産無 ・恒常的住宅喪 失	・保護適用を前提 とした最低生活保 障と自立支援	低所得者対 策	・ホームレス 対策 ・第二のセー フティネット

出所) 森川美絵「低所得者支援における社会福祉的アプローチの方向—生活福祉資金貸付事業を入口として」厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業『低所得者に対する相談援助機能の強化に関する研究 (H21-政策—一般-004)』平成 21 年度総括・分担研究報告書、第 2 章：29-41、図表 2-2. を適宜編集

図表 4-2 貧困低所得者の類型別状態モデル

類型	状態モデル
類型1 低所得層(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・多少のストックと住宅のある低収入層。 ・一時的なフロー減(または突発的な生活費需要)に直面することで、従前の低収入での生活維持が困難になる。 ・フローの減少また突発的な生活需要の発生は一時的であることから、一時的なフローの補填が行なわれれば、その後の生活は、低位ながらも安定した水準を保つ予測が立てられる。
類型2 低所得層(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・わずかなストックと住居のある低収入層。 ・恒常的にフローが少なく、最低限の生活需要の充足困難に直面しやすい。継続的なフロー獲得の手段(就業等)を得ている(間もなく得る目途がある)が、最低限の生活需要を継続的に満たすのは困難で、就業が途切れると、住居の確保や最低限度の生活の維持に大きな困難を来す。 ・継続的なフロー獲得の手段(就業等)を得るまでの一時的な生活需要充足の支援、または、より多いフローを獲得できるための就業支援、必要に応じて、生活需要との恒常的なアンバランスの見直しにつながる生活課題や家計管理の支援などが必要となる。
類型3 (準)要保護層	<ul style="list-style-type: none"> ・ストックがほとんどなく、フローも恒常的に少ないことから、最低限の生活需要の充足困難と一時的な住宅喪失リスクとの両方に直面している層。 ・一時的な住宅喪失の危機への対処(住宅継続)と、低水準でも安定したフロー獲得の目途がたてば、「低所得層(2)」の状態に移行できる可能性がある。 ・継続的なフロー獲得の手段(就業等)を入手する準備はある程度ある(または、短期間で準備に着手する目途が立つ)が、フロー獲得の手段を入手する具体的な目途は、短期的には立っていない(立ちにくい)。
類型4 要保護層	<ul style="list-style-type: none"> ・ストックが無くフローも極めて少なく、最低生活水準の維持がなりたっていない層。生活保護制度の要件に合致する。 ・「(準)要保護層」との違いは、生活保護制度の資産・収入・能力活用の要件をすべて満たしているかどうか、という点である。
類型5 極貧層	<ul style="list-style-type: none"> ・ストックが無くフローも極めて少なく、最低生活水準の維持がなりたっていない、しかも、恒常的な住宅喪失状態にある層。 ・生活保護等による保護が早急に必要だが、現在は生活保護の適用を受けていない。 ・保護の適用を含め、長期的な住宅喪失・社会的排除による生活破綻状態からの脱出、最低限度の生活水準の確保をすすめ、その後も長期的な地域生活の継続のための様々な生活支援が必要となる。

(2) サンプルデータの分類

図表4-3 分類時に使用した相談票データベース項目

	項目概要	具体的な項目
1	相談理由・内容	「相談したい内容(本人希望)」「相談内容(担当者の記載)」「申請理由」 「貸付金の使用目的」
2	他制度の利用状況	「住宅手当受給状況」「他の制度の利用状況」
3	今後の方針	「今後の方針」「終結」「貸付対象外の理由(※)」 (※)「貸付に至らなかったケース(相談のみ)」のみ含める項目。
4	家族構成	「世帯状況(類型・人員・配偶関係)」「家族構成(同居を問わない)」
5	住宅	「住居タイプ」「家賃・地代」「滞納状況(家賃・地代・ライフライン)」
6	就労状況	「職歴」「離職・減収の状況と時期」「雇用保険求職者給付の利用状況」 「本人の就業状態」「世帯の就業状態」
7	経済状況・債務	「主な収入源」「収入の有無(本人・世帯)、金額」「今後の収入の見込み」 「現在の預貯金・手持ち金」「債務(有無・債務状況・返済状況)」
8	健康・障害	「健康状態」「障害者手帳等」

結果

図表4-4 貧困低所得者類型の分類ケース数

	全体	貸付に至った ケース	貸付に至らな かったケース	(内訳)	
				ア. 何らかの対応あ り	イ. 対応不明
類型1 低所得層(1)	44[100%] (30.8%)	15[34.1%] (34.9%)	29[65.9%] (29.0%)	14 (26.9%)	15 (31.3%)
類型2 低所得層(2)	32[100%] (22.4%)	12[37.5%] (27.9%)	20[62.5%] (20.0%)	8 (15.4%)	12 (25.0%)
類型3 (準)要保護層	35[100%] (24.5%)	9[25.7%] (20.9%)	26[74.3%] (26.0%)	16 (30.8%)	10 (20.8%)
類型4 要保護層	20[100%] (14.0%)	0[0.0%] (0.0%)	20[100.0%] (20.0%)	11 (21.2%)	9 (18.8%)
類型5 極貧層	9[100%] (6.3%)	7[77.8%] (16.3%)	2[22.2%] (2.0%)	2 (3.8%)	0 (0.0%)
分類不可	3 (2.1%)	0 (0.0%)	3 (3.0%)	1 (1.9%)	2 (4.2%)
計	143[100%] (100.0%)	43[30.1%] (100.0%)	100[69.9%] (100.0%)	[52] (100.0%)	[48] (100.0%)

※1 ()内の%は、「全体」「貸付に至ったケース」「貸付に至らなかったケース」の各類型の分布比率。

※2 []内の%は、類型別の「貸付に至ったケース」「貸付に至らなかったケース」への分布比率。

図表4-5 各類型の資金需要と相談対応（貸付に至ったケース、至らなかったケース別）

類型	貸付に至ったケース (N=43)		貸付に至らなかったケース (N=100)		
	(対応資金種別)	(資金需要別)	何らかの対応あり (対応資源別) N=52	何らかの対応あり (資金需要別) N=52	対応不明 (資金需要別) N=48
類型1 低所得層 (1)	N=15 ■緊急小口資金(n=12) ■福祉費転宅(n=1) ■療養費(n=1) ■総合支援資金(n=1)	N=15 ■転宅(n=2) ・福祉費78 ・総合支援資金11 ■医療介護費(n=2) ・緊急小口資金6,10 ・年金・給付・手待ち生活費(n=3) ・緊急小口資金5,21,85 ・給与待ち生活費(n=6) ・緊急小口資金71,73,74,83,84,89 ■休職/業中生活費(n=2) ・療養費91 ・緊急小口資金92	N=14 ■学生支援機構(n=3) ■母子福祉資金(n=2) ■生活福祉資金(転宅)(n=1) ■緊急小口資金(n=7) ■病院相談室(n=1)	N=14 ■修学(n=5) ・母子福祉資金55,107 ・学生支援機構44,97,106 ■転宅(n=1) 生活福祉資金(転宅) 63 ■医療介護費(n=2) ・緊急小口資金66 ・病院相談室105 ■給与待ち生活費(n=5) ・緊急小口資金64,67,95,109,124 ■休職/業中生活費(n=1) ・緊急小口資金133	N=15 ■修学(n=1)93 ■転宅(n=2)33,139 ■医療介護費(n=4)45,59,104,130 ■給与待ち生活費(n=3)28,36,132 ■休職/業中生活費(n=2)121,129 ■貸与金の未償還(n=1)141 ■債務返済(n=1)62 ■リバースモーゲージ(n=1)48
類型2 低所得層 (2)	N=12 ■緊急小口資金(n=5) ■総合支援資金(n=7)	N=12 ■医療介護費(n=1) ・緊急小口資金72 ■年金・給付・手待ち生活費(n=2) ・緊急小口資金81,86 ■給与待ち生活費(n=1) ・緊急小口資金9 ■休職/業中生活費(n=1) ・緊急小口資金88 ■失業・求職中の家賃・公共料金・生活費(n=7) ・総合支援資金7,12,15,19,77,80,82	N=8 ■母子福祉資金(n=1) ■緊急小口資金(n=4) ■総合支援資金(n=1) ■住宅手当+総合支援資金(n=1) ■住宅手当+生活保護(n=1)	N=8 ■転宅(n=1) ・母子福祉資金125 ■年金・給付・手待ち生活費(n=3) ・緊急小口資金46,99,117 ■給与待ち生活費(n=1) ・緊急小口資金69 ■就業収入悪化の家賃・公共料金・生活費(n=1) ・住宅手当・総合支援資金113 ■失業・求職中の家賃・公共料金・生活費(n=2) ・住宅手当・生活保護56 ・総合支援資金118	N=12 ■修学と生活費(n=1)30 ■転宅(n=1)102 ■医療介護費と生活費(n=3)60,61,70 ■年金・給付・手待ち生活費(n=2)103,111 ■給与待ち生活費(n=1)114 ■就業収入悪化の家賃・公共料金・生活費(n=2)115,137 ■リバースモーゲージ(n=1)32 ■年金担保の債務(n=1)52
類型3 (準)要保護層	N=9 ■緊急小口(n=1) ■総合支援資金(n=8)	N=9 ■失業・求職中の家賃・公共料金・生活費(n=7) ・総合支援資金1,2,16,17,20,75,76, ■刑務所出所後の生活費用(n=1) ・緊急小口資金8	N=16 ■法律相談(n=2) ■親の支援(n=1) ■緊急小口資金(n=2) ■総合支援資金(n=2) ■臨時特例つなぎ資金(n=1) ■住宅手当+総合支援資金(n=1) ■住宅手当(n=4) ■生活保護(n=3)	N=16 ■医療介護費と生活費(n=1) ・生活保護(医療券)40 ■年金・給付・手待ち生活費(n=3) ・緊急小口資金24,128 ・生活保護119 ■融資待ち生活費・住居設定(n=1) ・臨時特例つなぎ資金23 ■給与待ち(n=1) ・総合支援資金(他自治体)68 ■就業収入悪化の家賃・公共料金・生活費(n=2) ・法律相談31(多額債務+住宅ローン) ・法律相談37(多額債務:手持ち2万円への対応なし) ■離職・求職中の家賃・公共料金・生活費(n=8) ・総合支援資金53(手持ち1万円への対応なし) ・住宅手当・総合支援資金54 ・住宅手当35,39,122,142 ・生活保護50 ・親の支援101	N=10 ■転宅・住居設定(n=2)112,134 ■年金・給付・手待ち生活費(n=1)26 ■給与待ち生活費(n=1)131 ■就業収入悪化の家賃・公共料金・生活費(n=2)43(債務),136 ■離職・求職中の家賃・公共料金・生活費(n=4)57(行政問合),126,123(債務),143(債務)
類型4 要保護層			N=11 ■生活保護・行政等(n=11)	N=11(全て生活保護・行政への相談促す) ■年金生活できず(n=5)22,27,41,42(41と同一?),94 ■体調悪く求職不可・非就業(n=2)29,65 ■離職・求職中の家賃・公共料金・生活費(n=2)100(手持ち8千円),116(うつ病・人口透析) ■就業収入悪化の家賃・公共料金・生活費(n=1)13&高年齢・医療費 ■転宅(生保受給予定)(n=1)34	N=9 ■年金生活できず(n=1)47 ■離職・求職中の家賃・公共料金・生活費(n=1)127(母子家庭・保育費) ■就業収入悪化の家賃・公共料金・生活費(n=3)38,108(多額債務),135(手持ち4万・多額債務・介護費) ■退院後の住居・生活費(n=1)49(家族関係悪・生保非適用) ■転宅・住居設定(生保受給予定)(n=3)25,96,140
類型5 極貧層	N=7 ■総合支援資金(n=2) ■総合支援資金+臨時特例つなぎ資金(n=5)	N=7 ■ホームレス・居所不定(n=7) ・総合支援資金3,4 ・臨時特例つなぎ資金・総合支援資金14,18,79,87,90	N=2 ■住宅手当(n=1) ■生活保護(n=1)	N=2 ■ホームレス・居所不定(n=2) ・住宅手当120(ネット・サウナ転々) ・生活保護98(食事とれていない・所持金なしで週末迎えることへの対応なし)	
分類不可			N=1 ■かかりつけ医	N=1 ■体調・精神不安(n=1) ・かかりつけ医51	N=2 ■状況不明(n=2)58,110

資料4 (2) 参考資料 貸付初期相談のケース概要 (類型別)

類型1 低所得者層 (1)

■貸付に至ったケース

ID11, ID73

■貸付に至らなかったケース 何らかの対応あり

ID63, ID124

■貸付に至らなかったケース 対応不明

ID45, ID121

類型1 (貸付に至ったケース)

ID No. 11 女性 (30代)

<紹介経路> 住宅手当窓口

<相談内容>

・相談したい内容(本人希望) 現在、住宅を喪失している状態なので、総合支援資金と臨時特例つなぎの貸付を申し込みたい。

・相談内容(担当者の記載) ◆平成22年1月中旬～3月下旬ヘルパー勤務、ケアマネ目指していた。休みくれない(人手不足)。最終給与3月分4月中旬振込み。それ以前は、A県で看護、介護職。◆現在、S県T市の妹宅に居候(社員寮)。◆つなぎ資金、住宅入居費希望(看護師、介護士資格あり。つなぎがあれば支援費は不要…かな?とのこと)。◆対象者証明でたら来所予定。相談カード2種渡し済み。◆平成22年●月▼日、本人来所あり。つなぎ申請する。◆役所より、対象者証明書が出たら連絡もらう。

<申請理由(カテゴリー)> 一時的な失業(失業・退職)。お金の目的は日常生活には困っていないが、まとまった資金が必要になったとのこと。具体的に住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用等に使用する。

<貸付金の使用目的> 転居費、生活費(困窮)。

<他制度の利用状況> 住宅手当を申請中。

<今後の方針> 総合支援資金の貸付に向けて相談を進める。

<終結> 貸付

<家族構成> 本人と妹。

<住宅> 妹の社員寮に居候。現在、住宅を喪失状態。毎月家計費金額40,000円入金。

<就労状況> 職歴は平成22年1月中旬～3月下旬、ヘルパー勤務、ケアマネ目指していた。休みくれない(人手不足)。最終給与3月分4月中旬振込み。それ以前は、A県で看護、介護職。看護師、介護士資格あり。離職のため4月より無収入。本人は就業していないが、妹が就業している。

<経済状況・債務> 毎月家計費金額40,000円入金。主に妹の就労収入が収入源。債務なし。

<健康・障害> 記載なし

類型1 (貸付に至ったケース)

ID No. 73 男性 (20代)

〈紹介経路〉 その他

〈相談内容〉

・相談したい内容 (本人希望) 就職するまでにかかる生活費の貸付
・相談内容 (担当者の記載) ◆クレジットカード借付 40 万円。◆3 年前から知人とルームシェア。年配の人 (自営)。知人の名義でアパートを借りている。家賃光熱費含め 3 万円、残りの経費 7 万円=10 万円掛かる。◆住宅手当で住居を借りることも可。それを理解したうえで、知人も了解しているか本人より確認してもらおう。◆求職中。◆平成 20 年 7 月~1 年間派遣 (通信会社、訪問営業、月収 30 万円)。→平成 21 年 6 月末離職 (会社倒産)。確定申告した、明細あり。◆平成 22 年 1 月まで失業保険給付 (90 日+60 日)。生活費が不足して困っている。◆通信会社 A に平成 21 年 7 月に登録。歩合制の営業。N 社の光回線。基本給なし、好きな時間にやる。◆失業手当で切れた後、本腰を入れたが収入にならず。→収入不安定。◆平成 22 年 5 月よりスポットでコンビニエンスストアで夜勤 (現金、日払いで、月 12 万円??)。◆次回、5 月●日 15:30。

〈申請理由 (カテゴリー)〉 一時的な失業 (失業・退職)。一時的に生活費に困っているため、生活費が使用目的。

〈貸付金の使用目的〉 家賃、ライフライン (光熱費・電話・水道)、生活費 (困窮)。

〈他制度の利用状況〉 住宅手当は受給していない。他の制度は雇用保険求職者給付を利用している。

〈今後の方針〉 緊急小口の貸付に向けて相談を進める。

〈終結〉 貸付

〈家族構成〉 本人と母親。非親族世帯。

〈住宅〉 賃貸住宅で 3 年前から知人とルームシェア。年配の人 (自営)。知人の名義でアパート。家賃は 30,000 円。

〈就労状況〉 職歴は平成 20 年 7 月~1 年間派遣→平成 21 年 6 月末離職 (会社倒産)→平成 21 年 7 月末に A ネット社に登録。歩合制の営業。N 社の光回線。基本給なし。好きな時間にやる。→平成 22 年 1 月まで失業保険給付→失業手当が切れた後、A ネット社の仕事に本腰をいれたが収入にならず収入不安定。→平成 22 年 5 月よりコンビニエンスストアで夜勤スポットでバイト (現金日払いで月 12 万円)→求職中。

会社倒産により平成 21 年 6 月より失業。雇用保険求職者給付を平成 21 年 8 月~平成 22 年 1 月まで受給していたが終了。本人、及び世帯の就業はしていない。

〈経済状況・債務〉 主な収入源なし (初任給待ち、雇用保険受給待ち、休職中も含む)。5 月 26 日から就職できるか。6 月、派遣 (2~3 か月ごとの更新あり)→30 万円 (時給 1,750 円) くらいの収入見込み。手取り 27 万円。本人及び、世帯の収入なし。

債務あり。平成 20 年 5 月に生活費として、■社より 500,000 円借入。現在の残額 480,000 円。毎月 30,000 円返済。返済状況は順調。

〈健康・障害〉 記載なし

類型1 (貸付に至らなかったケース 何らかの対応あり)

ID No. 63 男性 (年齢不明)

<相談形態> 電話

<紹介経路> 記載なし

<相談内容>

・相談したい内容(本人希望) 生活福祉資金(転宅)

・相談内容(担当者の記載) ◆自営業。現在収入が1/3ぐらいに売上げが減少している。

◆5月に店とマンションの賃貸料の更新が重なったため、貸付を受けられるか。◆店の更新は対象外。マンションの更新料については、減収による。収入内訳を提出してOKなら話をすすめる。

◆借入金11万円希望。→民生委員の面接がある話をしたところ、店の客であるため今回考える。

<申請理由(カテゴリー)> 事業経営困難。一時的に生活費に困っている。5月に店とマンションの賃貸料の更新が重なったため、貸付を受けられるか。

<貸付金の使用目的> 家賃。

<他制度の利用状況> 記載なし

<貸付対象外の理由> 対象資金がない。店の更新料は対象外。マンションの更新料のみ対象。

<今後の方針> 記載なし

<終結> 店の更新料は対象外。マンションの更新料は対象だが、民生委員の面接がある話をしたところ、店の客であるため考えるとのこと。

<家族構成> 核家族世帯。本人と妻、子供。息子は昨年より働いて、家に2万入れている。

<住宅> 賃貸住宅。家賃110,000円。

<就労状況> 自営業。現在収入が1/3ぐらいに売上げが減少している。

<経済状況・債務> 収入源は本人の就労収入と、家族の就労収入。息子は昨年より働いて、家に2万入れている。息子(210,000円、手取り170,000円)。

<健康・障害> 記載なし。